

太平洋戦争下の 労働運動

LABOUR MOVEMENT
DURING THE WORLD WAR II

日本労働年鑑／特集版
THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN／Special Edition

Compiled By
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
Hosei University, Tokyo, Japan

法政大学 大原社会問題研究所

労働旬報社

は し が き

本書は、太平洋戦争（第二次世界大戦）の時期における日本の労働運動、農民運動、政治運動、反戦運動、文化運動、植民地独立運動、国際労働運動などを、できるかぎり全面的に、また客観的資料にもとづいて正確に記録しようとしたものである。

大原社会問題研究所が、その創立四五周年を記念して、当研究所が一九二〇（大正九）年以来毎年ひきつづき刊行してきた「日本労働年鑑」の戦時中の中断期間を補完するために刊行することになった戦時年鑑の第一冊「太平洋戦争下の労働者状態」は昨年秋に出版されたが、ここに発表される「太平洋戦争下の労働運動」はその第二冊にあたるものである。この二巻によって「日本労働年鑑」の戦時中の空白期をとにかくも埋めることができたわけである。この二巻から成る戦時年鑑特集版は、なお極めて不十分なものではあるが、前巻で扱われた戦時下の労働人口の構成とその変動、賃銀その他労働条件、労働強化と災害などの国民の労働状態、労働者および農民の生活、物価、労働政策、労働統制の諸相につづいて、本巻では戦時下の労働運動・社会運動として、戦争中の労働者運動、農民運動、産業報国会の活動、無産政党その他の政治的諸運動、反戦運動と国民の抵抗、言論・出版・放送・教育・宗教・文学・芸術・芸能など各分野の文化運動と、それにたいする政府の弾圧・文化統制、朝鮮における植民地民族独立運動、さらに国際労働運動・農民運動などを扱い、この両巻によって、いままで全体として具体的には明らかにされなかった戦争中の日本の勤労大衆の状態と運動とを、利

用しうる限りの確実な資料を使ってまとめあげることができたのではないかと考えている。

この二巻の刊行によって永年来の懸案を一応果すことができたので、当研究所としては、ふたたび毎年度の労働・社会問題を総括する「日本労働年鑑」を継続してゆく仕事にあたることができるようになった。しかし戦時年鑑を編集するために予定以上の時間を要したので、その間に若干のブランクを生じた。早急にこのブランクを埋め、広汎な要望に応じて逐年の年鑑をできれば本年中に軌道にのせたいと考えているので、これについても各方面のいっそうの御協力をお願いしたいと思う。

なお、この二巻の戦時特集版は、いずれも当研究所員および協力者の共同作業になるものであるが、最後に各部の執筆者名を記しておく。

「太平洋戦争下の労働者状態」、第一編（宇佐美誠次郎）、第二編（斎藤泰明）、第三編（徳永重良）、第四編（田沼肇）、第五編（原薫）、第六編（大島清）、日誌（石島忠）。「太平洋戦争下の労働運動」、第一編第一—三章（田沼）、第四章（宇佐美）、第二編（田沼）、第三編（大島）、第四編第一・二章（宇佐美）、第三章（原）、第四章（宇佐美）、第五編第一・二章（宇佐美）、第三章（斎藤）、第四・五章（宇佐美）、第六章（斎藤）、第六編（張東変）、第七編第一—四章（中林賢二郎）、第五章（大原勇三）。「日本労働年鑑」は、従来東洋経済新報社から刊行されており、本巻以後、労働旬報社から刊行されることになったが、今後とも当研究所にたいするいっそうの御援助をお願いする次第である。

一九六五年一〇月

第一編 勞働者運動

第一章 労働組合の壊滅

第一節 機能の停止

二・二六事件による戒厳令が解除された直後、一九三六年八月、労農無産団体協議会に属する合法左翼の四労働組合（日本労働組合全国評議会、東京交通労働組合、東京市従業員組合、東京自動車労働組合）は、社会大衆党にたいし、「反ファッシュ統一戦線」結成のため、無条件に門戸を開放し、組合員の入党を受けるよう申し入れた。また同年十一月、全評第三回大会は、社大党を中心に無産階級の政治戦線統一、労働組合の全国的統一方針を決定し、反ファッシュ人民戦線運動を提唱した。これらの動きは、中日戦争前夜にあつて、軍国主義に抵抗する最後の灯であつたかにみえる。他方、一九三七年上半期は、労働争議の件数・参加人員が、ともに第二次世界大戦前の最高を記録したのである。さらに、一九三七年四月の総選挙では、無産政党が一〇一万〇五〇一票を獲得し、この得票数でも、第二次大戦前の最高を記録した（一九三六年には無産政党の得票六六万五四〇七票）。議席数をみると、社大党三七、日本無産党一で、とりわけ社大党は、議会第三党の地位を占めたのである。

しかし、一九三七年上半期の労働争議が第二次大戦前の最高を記録したとはいえ、労働組合の組織率は五・六％（第二次大戦前の最高は一九三一年の七・九％）にすぎず、当時の労働組合が、国民のあいだで孤立しつつあつた事実を示している。共産党も、一九三五年には、すでに中央指導部を破壊されていた。このような情勢のなかで、国家主義へ転向しつつあつた社大党と、その指導下にあつた全日本労働総同盟は、前述した全評などの提唱にこたへず、社会民主主義諸派の共同闘争まで拒否することになった。そこで、この運動は、労農無産団体協議会と、それを支えていた全評を拠点としてすすめるをえず、しかも、せいぜい幹部間の交渉に終始したため、きわめて小さな勢力しか形成できなかった。

一九三七年三月、労農無産団体協議会は日本無産党を名乗つた。ところが、同年一二月、日本無産党や全評は、コミンテルンの方針にもとづき人民戦線運動の展開をくわだてたという口実で、四百余人の幹部や活動家が逮捕され、結社を禁止されたのである。内務省当局は、「正統的形態における活動の余地を失つた共産主義運動が、合法左翼・人民戦線の擬装の下にその再起を企図した」（本年鑑、昭和一二年版）と怖れたのであつた。この弾圧にたいして、右翼労働組合の大同団結体たる「日本労働組合会議」（一九三二年結成）は、「苟も国家的立場に反するが如き傾向に対しこれが禁圧の必要たることは多言を要しない」と声明した。こうして、戦争に反対し、団結してたたかうための最後の機会を失われた。

日中戦争の開始にともない、労働者運動も一九三七年七月をさかいにして、極度に低調化し、争議件数も激減した。当時、激化しつつあつた都市交通労働者の争議、たとえば神戸市電従業員組合のストライキは、開戦一週間後に壊滅させられた。争議部を争議統制部と改称し、争議最少化の方針をとってきた全総は、同年一〇月の大

会で、つぎのような宣言を発した。すなわち、いまや「過去三十年にわたる労働運動の成果を提げて労働報公の誠を致し、国家の重責に任ぜんとする立場」にたち、「非常時局の関頭に於て之が成敗を決するものは産業及労働の合理的組織と生産力の発展を導く労働者の熱情的協力」にほかならないという考え方にもとづいて、同盟罷業の絶滅を期したのである。また、一九三八年の国家総動員法案にたいして賛成演説をおこなった全総の指導者西尾末広は、「国家総力戦に備えるため」、「戦時社会政策の徹底、労働政策の確立」を、とくに要望した。

一九三七年下半期には、東京交通労働組合も、従来の方針を変更して「産業に協力し、団体協約を結び、以て紛争議の最少化を期す」といい、「挙国態勢」の強化に協力することとなった。また、日本労働組合総聯合も、「労働者が、産業に協力し其の使命の遂行に労資一体にて努力せんことは、日本として、必然の道程であつて此の心構への有る処、争議は跡を絶つであらう」と声明した。

右のとおり、当時の代表的な労働組合が、あいついで、みずから労働争議の制限ないし禁止をおこなつたため、労働組合の機能は、ほとんど停止するようになったのである。

第二節 総同盟の解散

一九三〇年代における日本の労働者運動は、戦争の進展とともに、左翼からつぎつぎと各個撃破され、ついに組織がほとんど一掃されるにいたつた。対米開戦の前年、一九四〇年七月には、最後のとりでであった日本労働総同盟と、その「両翼的存在」であった興

国交通聯盟、東京瓦斯工組合などが、あいついで解散している。総同盟中央委員会の「組織の解体」に関する声明（七月八日付）は、つぎのようなものであつた（以下の引用中、△ ∇内の文章は、警察当局から発表を禁止された部分）。

我等が今日迄烈々として胸中に抱き、敢々として実践し来れるものは資本の攻勢より全労働者生活を擁護し、訓練し、国全体の為に新産業労働体制の確立を希求するに外ならなかつたのである。

顧れば大正元年八月一日我同盟が呱呱の声をあげてより今日に至る迄国の産業と労働者に密着し低賃金の下に喘ぐ労働者生活を防衛し、更に滔々として流れ入れる無政府主義或は共産主義人民戦線の運動に対し、之を権力に抛らずして身を以て撃滅しつつ、建設的なる労働者運動の方向に巨歩を推し進め、その大勢を制し得たるは我等の誇とするところである。

△然るに今次の事変に際会し、挙国体制の整備愈々急を要するに拘らず遺憾ながら労働組合組織の量的微力は、直ちに国の労働政策の担当機関たり得ず、この空隙を充す為に産業報国会は天下りの的に急造せられた。∇（中略）

△一方我等はかかる実状に鑑み、事変勃発と同時に銃後産業労働問題の重大性を想い、率先争議絶滅の方針を躬行し、他方産報会の組織に参加しつつ、その欠陥を相補ふ事に努力し来つたのである。∇

△然るに不幸にして政府当局は我等の方針を認めず、且つその存在が寧ろ産報運動の一大支障なりとなし、労働組合壊滅の方針を以て臨むこととなつた。我等は微力なりと雖も真に憂国の至誠を以て、政府の再考を促し、その翻意を求めて今日に至つたのであるが、我等の微力は遂に之に屈するの外なきに至つたのである。

る。V

さりながら今や国の内外四圍の情況はただならぬものがあり、祖国日本は今その興亡の岐路に立つの觀がある。この急迫せる圧力は近衛公に依る新体制運動となつて現はれ、政治竝に国民組織に於ける単一組織化に伴う挙国体制の質的一大転換を要求して居る。(中略)而も強靱なる国防国家建設の基底をなすものは、先づ新産業労働体制の強化にある。かかる意味に於て、我等も亦新体制運動に大いなる期待と関心を有するものである。(中略)

かかる状況を展望しつつ我等は今先輩同僚の血涙の上に築かれたる本同盟を一大決意を以て解体せんとするに当り、忍苦よく三十年私利私欲を放擲して今日迄戦ひ続け来た全国同志諸君に対し筆紙に尽し得ぬ感謝を捧げるものである。希くば全国の同志諸君が祖国の実情を把握し、その誇るに足る貴き訓練と経験とを以て、産業労働の国家的新体制の建設に努力し、進んで歴史的なる挙国的新体制運動に邁進されんことを切望して竭まない次第である。

我等こそ全国八百万労働者の尖兵となるの確信と大らかなる氣組を以て大道を前進しなければならぬ。

全国同志諸君竝に全労働者諸君、我等の希求する新体制確立の成否こそはかかつて我等の努力如何にある。挺身国難に赴き勤勞大衆こそ最上の愛国者たることを立証し得る日の近きことを望まう。

さらに一九四〇年一月、日本海員組合と海員協会は、海運報国団の結成とそれへの積極的参加を前提にして解散した。海軍工員勤勞興国組合聯盟約一六万人は、海軍当局の圧力によって改組し、労働組合としての性格を捨てただけでなく、一九四〇年一月以降の徴用令実施により、労働者のほとんど全員が「軍属」になった。非

合法的な労働組合組織にも、ひきつづき追いつき追いつかぬうちにかけられ、この年には、たとえば日本国鉄従業員組合準備会が弾圧されている。

一九四〇年末には、前年末にくらべ、労働者総数(農林・水産業を除く)が三五万五六三五人も増加しているのに、労働組合員数に於いて三五万六三三九人の減少を示した。労働者の組織率も、前年末の四・九%から〇・一二%へ急落した。わずかに残存した組織も、地方的な、ほとんど有名無実の労働組合四九(組合員数九四四五人)を数えるにすぎなくなったのである。

内務省警保局編「社会運動の状況」(昭和一五年)は、一九四〇年の労働者運動を概観して、つぎのように指摘した。——「労働組合が年来の主張を清算して、一路全的解散を執行するに至りたることと及産業報国運動の進展に伴ふ全産業人の一元的組織化の実現とにより、労働運動は従来の如き階級的社會觀に立脚する方針より戦時下国策の遂行乃至産業協力の方向への急転換を行ふに至り、茲に我國労働運動史上画期的意義をもたらしたりと謂ふを得べし。……大正初期第一次欧州戦乱前後より逐年発展の過程にありたる労働組合の組織は、遂に其の殆ど全部の解散を見るに至りたるは、産業の永遠なる平和を所期する上にも尠からざる光明を与へたるものとして特筆すべき現象なりとす」と。

事態がここまで追いこまれる以前に、わが国の労働者運動の諸勢力は、セクシヨナリズムをすてて団結することもできず、民主主義陣営は全面的に破壊されてしまったのである。とくにヨーロッパやアジア諸国の人民が、統一行動と統一戦線の新しい運動を發展させていた一〇年間、一九三五年ごろから一九四五年夏までのあいだ、わが国の労働者運動は、いちじるしく後退した。この一〇年間の空白が、第二次大戦後における労働者運動の再発足にあたって、否定的な影響をもたらしたことは明らかである。

第三節 継続された組織的運動

もちろん、日本の組織的な労働者運動が、第二次世界大戦中に、まったく消滅してしまつたわけではない。

たとえば、日中戦争がはじまつた一九三七年から、太平洋戦争がすでもっとも深刻な状況を呈していた一九四三年ごろまで、東京を中心として印刷労働者をねばり強く組織し、その利益を守るため創意にとんだ活動をつづけた「出版工クラブ」のような例がある。

「戦時中印刷労働者の闘いの記録」(一九六四年刊)の編者杉浦正男は、同書のまえがきで、つぎのように述べている。——「この本は売るための本ではない。それにもかかわらず旧出版工クラブのおおくの会員が力をあわせてつくつた理由はいくつかある。一つは日本の労働運動史を訂正してもらいたいと思うからである。すなわち昭和一五年から昭和二〇年の終戦の日まで、日本の労働運動は戦時下の徹底的な弾圧による左翼勢力の衰退と、それに加え右翼幹部の戦争協力という裏切りのため影をひそめ、その意味では暗黒期といわれ、記録のうえでも空白となっている。私たちはこれに対して異議をとねえるものである。労働運動はけつしてなくなつていなかつたのだと。印刷労働者の中には立派に労働運動は存続していたのである。……あの烈しい弾圧のなかで抵抗し、組織をのこし闘いをすすめていた力こそ印刷労働者の、いや日本の労働運動全体の不屈の精神を示すものであると思う」と。

「出版工クラブ」の活動は、大衆の生活と密着することに重点がおかれた。前掲「記録」には、つぎのようなことが書かれている。

柴田隆一郎(クラブの指導者)は、情勢がどんなに緊迫しても、「出版工クラブ」を残さなければならぬと考へた。かれは、あるときこんなことをいった。——「日本の労働運動の右翼幹部が軍部に協力してその組織を解体した。労働者を敵に売り渡しているのだ。そのためたくさんの方々が強制的に解散させられている。クラブにもそのうち解散命令がくるかもしれない。こういうなかで、クラブがいままで通りのやり方で活動をやっていては、どうしても赤いとみられて眼をつけられる。クラブは何としても残さないとだめだ。そのためには時局に便乗したという形をとつてもいいから残さなければいけない。労働者は、固まり闘つていさえすれば階級的に高まるものだ。形式にこだわるのはよそう。残る可能性は、生活に結びついた活動、たとえば消費組合とか、印刷業者をふくめての技術研究会のようなものに切りかえていけば、誰がみてもあの団体はこういう情勢のなかで必要だとみられると思う。われわれはこの点をよく研究する必要がある」と。そして、みなにロッヂヂェルの協同組合に関する本を読ませたりした。賀川豊彦の消費組合に交渉をして木炭の配給証明をだしてもらい、近所の炭屋と一緒に炭の買出しにゆき二貨車分を獲得した。それを東京に運んできて一貨車分は炭屋にやり、あと一貨車分を芝、神田、京橋、深川のクラブ員に配布したりした。

一九四〇年以降における「出版工クラブ」の活動の概況を示すと、以下のごとくである。

一九四〇年 二月 会員約一五〇〇人となる。

三月 警察当局よりクラブの発展的解消勧告。

五月 簡易読書会を各職場につくる。俳句雑誌発行。

七月 海の家開設。

八月 ニセの解散式挙行。
 一〇月 三つの旅行会設立。ハイキング約五〇人参加。料理講習会。
 一九四六年 一月 各旅行会一泊旅行。
 三月 ひな祭り。明文社に幹部集中、経営管理。
 七月 各旅行会合同富士登山。
 一九四二年八月—十二月 幹部がつぎつぎに逮捕される。
 一九四三年一月 明文社解散。

第二章 戦時下の労働争議

第一節 概況

第二次世界大戦中の労働争議は、政府統計によると、第1表のとおり、一九四一年総争議三三四件(争議行為を伴うもの一五九件)、一九四二年二六八件(一七三件)、一九四三年四一七件(二七九件)、一九四四年二九六件(二一六件)、一九四五年一月から終戦まで一三三件(一一件)であった。一九四一年から四四年にかけて合計一三〇三件の争議がおこり、五万三四四三名の労働者がこれに参加したことになる。一九四五年一月から七月までのあいだにも三八二名が

第1表 第2次大戦中の労働争議

年次 row	労働争議総数			争議行為を伴うもの				
	総件数 (A)	総参加 人員(B)	1件当り 参加人員	件数 (C)	(C)の(A) に対する割合	参加人員 (D)	(D)の(B) に対する割合	1件当り 参加人員
1938年	1,050	55,565	53	262	25.0	18,341	33.0	70
1939年	1,120	128,294	115	358	32.0	72,835	56.8	203
1940年	732	55,003	75	271	37.0	32,949	59.9	122
1941年	334	17,285	52	159	47.6	10,867	62.9	68
1942年	268	14,373	54	173	64.6	9,625	67.0	56
1943年	417	14,791	35	279	66.9	9,418	63.7	34
1944年	296	10,026	34	216	73.0	6,627	66.1	31
1945年 (終戦まで)	13	382	29	11	84.6	359	94.0	33

[備考]労働省『昭和23年労働統計調査年報』による。

労働争議に参加しており、抵抗闘争はけっして絶えることがなかった。

労働省「統計からみたわが国の労働争議」(一九五〇年刊)は、戦時中の労働争議の推移を分析して、つぎのように指摘している。すなわち、「争議行為を伴う争議は勿論総争議の減少傾向に従って増減しているが、総争議中に占める件数、参加人員の割合をみると、次第に高率に行く傾向を示しており、「件数の場合、一九四〇年三七・〇%、四一年四七・六%、四二年六四・六%、四三年六六・九%、四四年七三・〇%、四五年終戦まで八四・六%——引用者注」、争議が所謂紛議に止まらず争議行為に及ぶものが多いことは、注目すべきである」と(第1表参照)。

第二節 主要な労働争議

戦時中の注目すべき労働争議としては、一九四二年、共産主義者の指導した海軍管理工場機具鉄工所の闘争、日立製作所亀有工場労働者のサボタージュ戦術による三割生産減(小林五郎「特高警察秘録」参照)、同亀戸工場労働者が「待遇改善」を要求して組織した争議、また一九四三年、日本化薬岩見沢工場白金職場の「待遇改善」要求ストライキ(「日本資本主義講座」第七巻、一、参照)などがある。

つぎに、比較的詳細な記録が残っている一九四二年の労働争議について、若干の実例を紹介しておこう。

A、川崎重工業株式会社製鉄工場の場合

「社会運動の状況」によれば、「神戸市葺合区脇

浜町所在川崎重工業株式会社工場従業員は予てより会社の賃金制度に不満を有し居りたるが、本年(一九四二年)八月八日頃同工場吉村一成・橋本音八が主謀者となり別記の如き歎願書を作成して、待遇改善要求を策し一般工員の署名調印勧誘中なるを兵庫県特高課に於て八月二十六日探知し、夫々取締を為すと共に争議の発生を未然に防止することを得たるが歎願書には既に一七一名の署名調印を終了し居たり」という。

▽歎願書

支那事変に続き大東亜戦争勃発以来陸海空に皇軍の向う処敵なく其の赫々たる大戦果は元より御稜威の然らしむる所でありすが、皇軍将兵の方々は御国の為めに、一切を抛って軍旗の下に官位も、身分も、職業も、妻子も、富も、名譽も総ての区別を取り除きたる赤裸々の一国民となり全生命を打込んで戦った尊い結果であります。依って私共も皇軍将兵の方々の心を心として、産業戦士として之の戦果に応へ一切を顧みず、一意専心職域に奉公し、愈々其の責任の重大を充分に自覚痛感致して居ります。斯る場合自己の職務上聊かの疑念とか雑念とかが有ってはならないのは勿論であります。仕事に対しては無我の心境にて全精魂を打込んで邁進しなければならぬのでありますが、遺憾ながら、現在の私共は、家庭生活上聊か不安を感じて居る事実を申上げ茲に賢明なる課長殿の御同情ある御理解と御処置を仰ぎ度而して私共の家庭生活上の不安を除き所謂後顧の憂ひなく思ふ存分に産業戦士たる本来の使命を果さして頂度謹んで懇願申上げる次第であります。

B、日光電気精銅所の場合

「社会運動の状況」によれば、「栃木県上都賀郡日光町所在古河工業株式会社日光電気精銅所一部徴用工員に在りては会社側の待遇劣悪なりと

して歎願書を作成、約千五百名署名調印を取纏め賃金値上、労働時間の短縮等に関し改善方歎願を為した」という。その経過を、警察の記録から引用しておく。

製鋳係工員高橋卯一郎（二十八才）等は会社側の待遇に不満を有し何等かの方法により之が改善実現方要望し居りたる処、阿部清一（二十八才）、製鋳工江原武男、電気工飯塚俊平（二十三才）研究工似内謹次郎（二十六才）、製鋳工金井守（二十九才）、線配工加藤保寿（三十二才）等と共に寄々具体策講究中なりしが（一九四二年）九月三日午後四時頃前記加藤保寿方に同志相会し種々協議したる結果歎願書を作成し工員全部の署名を求めたる上事業主に提示すること、之が歎願書は加藤保寿が起草すること、等を決定、午後六時半頃解散したるが其の後同月七日、日光町荒沢地内大日堂附近山林中に会合し、加藤保寿の作成せる歎願書の内容に付検討を加へ之を承認したる上各職場長を通じ口頭を以て賛成を求むること、調印取纏の上日光電気精銅所長に歎願し容れられざるときは厚生大臣に歎願すべきに付、阿部清一は上京し面接の可否を調査すること、等申合せ解散、即日阿部清一は上京したるが同月十一日には各出勤後所属職場の組長に事情を明かにし諒解を求めたる処裏面的応援を為すべき旨の承諾を得たり。

仍て同月十三日午後四時半頃日光町清滝地内大谷川岩鼻河原に前記六名の者会合し陳情方に付協議したる結果工手会長大貫文三郎を通じ精銅所長に歎願することとして散会したり。

翌十四日午後九時頃代表として江原武男・高橋卯一郎・似内謹次郎の三名は工手会長大貫文三郎を訪問、前記歎願書を提示し上部への取次方を依頼したる処、何等確答なく要領を得ずして別れ、午後再度訪問したるが不在なりしたため午後七時頃所長岸野佐吉の居室を訪問歎願書を提示陳情したる処、岸野所長は善処すべ

きも即答は出来ぬ故、明日大貫工手会長を通じ順序を踏み来るべし、とて一応帰宅せしめたり。

九月十五日に至り曩に上京中なりし阿部清一は高橋卯一郎に対し横浜郵便局気付にて「大臣に面会可能至急」なる電報越ありたるため十五、十六日の両日は各職場毎に工員に対し参加署名方を勧誘し約千五百名の署名賛成者を得るに至りたるを所轄日光警察署に於て探知し、九月二十六日主謀者と目される者十数名を検束し取調を為したるが、格別思想関係等認められざるを以て嚴重戒飭「ちよく」を加へ置きたり。

C、日立製作所亀戸工場の場合

「社会運動の状況」によれば、
「東京市城東区亀戸町八丁目所在株式会社日立製作所亀戸工場第二電機課塗装係従業員十二名及巻線係従業員一名計十三名は待遇改善要求に対する会社側の態度に何等誠意の認むべきものなしと憤慨し、対抗手段として共産主義者指導の下に製品の手抜を為して不良品を作成せしめた」という。その経過を、警察の記録から引用しておく。

(一) 争議発生原因及経過

1 遠因

工場に在りては昨年（一九四二年）十月二十六日事業主従業員間の意思疏通等を図る為産報総懇談会（伍長以上約三〇〇名会同）を開催したるが、其の席上電圧課伍長山本英一は賃金の値上問題を提案して会社側に要望したり。

然るに会社側に在りては本問題に付ては今後可能なる範囲内に於て考究善処すべしと回答したるも何等具体的発表なく其の儘推移せり。

2 近因

右懇談会に於ける山本英一の発言及会社側の一蹴的態度を

聞知したる第二電機課塗装係工員真田一昌当三十年は予てより会社側の態度に種々不満を有せるものなりしを以て、好機至れりと為し、賃上其の他待遇改善要求を貫徹せんには先づ産報組織を利用する大衆的組織運動に優れるものなし、同一職場内の伍長大竹五郎外三伍長と協議の上十一月十三日昼食時間を利用して、同職場内乾燥室に塗装係全員(男)の会同を求めて懇談会を開催し左の要求事項を決議せり。

- (イ) 請負単価の引上(五割以上)
- (ロ) 賞与不平等廃止
- (ハ) 昇給の不平等廃止
- (ニ) 永年勤続者の優遇
- (ホ) 会社は吾々の生活を保証すべきこと

而して右決議するや組長佐久間基策の出席を求め、本決議事項を速に会社側に上通して要求の貫徹に付尽力方を依頼すると共に、若し会社側に於て本要求事項を容れざる場合は各自作業上手抜を為し、以て飽迄会社側に對抗して其の貫徹を期するものなりとて強硬態度を表明せり。

3 経過

前述の通速に要求の上通を促し其の回答を待機し居りたる塗装係全員(男)は其の後会社側より何等回答なく、誠意の認むべきものなきに憤慨し十一月十五日再び乾燥室に於て懇談会を開催し、席上伍長大竹五郎は第二電機課藤沢課員より示されたる会社側の態度(会社側に於ては永年勤続者の優遇方法は考慮するも其の他の事項は拒否)を一同に発表し次で事茲に到達せる以上は再要求の必要を認めざるを以て、各自行動に依りて争議する以外方法なしと、曩の協議に基き即時各自作業上手抜の方法を実行することを申合せ散会せり。

他方真田一昌と特に親交あり常に会社側に対し種々不平不満を有せる第二電機課巻線係工員鈴木敏夫当二十九年は塗装係の懇談会を傍聴して大に之に共鳴し、自己も塗装係員の争議に協力すべく手抜の実行を決意したり。

4 手抜作業状況

塗装係工員真田一昌(当三十年)電動機附属品K型「スエッチカバー」の塗装工程として黒色「エナメル」塗装前刷毛にて附着塵芥を払い落すべきものなるに十一月十三日頃より之が手抜を為し、以て左の不良品を製作せり。

- (イ) K型「スエッチカバー」塗装不良 三四箇
- (ロ) K型「スエッチカバー」の塗装不良なるも辛うじて使用し得る程度のもの 三八八箇

塗装係伍長小杉幸雄(当三十七年)十一月十五日頃より磨き作業上の手抜を為したるもの

- (イ) ハウジング 二五〇箇
- (ロ) ペース 二〇〇枚

塗装係工員杉本省吾(当三十年)十一月十五日頃より同二十五日頃迄の間に於て三回塗装すべきに不拘手抜を為して二回塗装せるもの 約一〇〇箇

其の他塗装工員(男)は検査嚴重なる為確然たる手抜を為すこと能はざりしが怠業に依りて要求の貫徹を企図せり。

巻線係工員鈴木敏夫(当二十九年)は「ローター」接属線たる中性環製作に従事し居るものなるが手抜き(銅板に穴を開け鋸留を三箇所なすべき処一箇所のみ鋸留す)をなし以て四五〇台分の不良品を製作せり。

(ニ) 警察取締及結果

十一月二十六日前記事実を探知せる所轄亀戸警察署に在りて

は、関係者中首謀者六名を検束他は不拘束の儘、嚴重取調を為し以て時局下生産阻害の不心得を嚴論したところ、何れも改心を誓い、且要求事項の撤回を表明して十二月二十一日解決せり。

(三) 思想関係

右争議発生に関し警視庁に在りては、左翼分子の介在し居るを探知したるを以て関係者たる塗装工、真田一昌(三一)、巻線工、鈴木敏夫(三〇)を検挙したるが右二名は数年前より同工場内に共産主義グループを結成し、従業員の左翼化に努め来りたるものにして、右争議も其の实践活动の一端として真田が中心となりて指導しつゝありたること判明せり。

第三章 自然発生的抵抗

第一節 自然発生的抵抗の拡大

従来、日本の労働者運動の通史において、第二次世界大戦中の抵抗運動の事実に関する叙述が比較的詳細なのは、「日本資本主義講座」第七卷「戦後労働運動史」であったと思われる。そこでは、つぎの二点が、とくに強調されていた。

第一に、「戦争が日本労働者階級にもたらしたものは、極端な低

賃金・インフレーション・重税・強制貯蓄・隣組制度、また恐ろしい食糧不足と配給制度、さらに空襲・疎開・徴用と出征の義務などであり、その結果、家族は離散し、生活は破壊され、工場は文字どおり軍事監獄のようになった」こと。

第二に、「労働者階級の抵抗を全国的に統一して指導すべき中核が欠除し、労働者階級の自然発生的な抵抗を意識的反戦闘争にまで発展させて、戦争終結に積極的な役割を演ずることができなかったため、日本帝国主義の敗北にもかかわらず、旧支配機構を温存させ、その崩壊をいま一步さきへ引きのばす機会が残された」こと。ついでに言及すれば、「そのことは、また、敗戦直後の最も有利な時期に、労働者階級の立ち上りをおくらせ、支配階級にきわめて有利な条件をつくりだした」のである。

こうして「講座」は、「労働者の耐えがたい不満にもとづいた自然発生的抵抗」を、第二次大戦中の全過程にわたって、若干の実例をあげつつ、まんべんなく述べている。しかし、短い戦時の期間ではあるが、そこで自然発生的に展開された労働者の抵抗についても、いっそう細分された時期ごとの特徴を明らかにしていくことが必要だろう。以上のような観点にたつと、一九四二年後半は、もっとも注目すべき時期であった。

内務省警保局編「社会運動の状況」(昭和一七年)は、一九四二年の労働情勢を概説して、つぎのように述べている。

……年度前半に於ては大東亜戦争勃発に伴ふ緊張感引続き持続せられ、且四月十八日の敵機本土空襲による戦時緊迫感は労働者の敢闘意欲を刺戟して飛躍的に勤労精神の昂揚を見るところあり、労働情勢は好転したる如く思惟せられたるが、其の後打続く戦捷に伴ひ心理的弛緩を誘致する処あり、且戦局の各段階に処すべき経済並に労務の諸統制は益強化せられて労働者に強き身分

的拘束感を与ふると共に、生活必需物資の不足竝に配給機構の不整備に伴ふ闇物価の横行等に基く生活苦の為漸次其の不平不満は深刻化するに至りたり。他面各種統制諸法規の運用部面に於て必ずしも妥当ならざるものあり、事業主側の労働管理の拙劣と相俟つて、尠からず労働者の反感を増大せしめたる模様にして逃走・欠勤・怠業・二重稼働傾向は澎湃として全国的に拡大し集団暴行の頻発、或は不良工員の激増等あり、遂には兵器破壊又は意識的なる不良品の作成等の積極的妨害事犯の発生を見、年度後半に於ける労働情勢の推移は相当憂慮すべきものありたり。……事変「日中戦争」以来極めて消極的・内攻的推移を示し来れる労働情勢が漸次積極的攻勢に転じつつある現象は、大東亜戦遂行途上に於ける労働取締上警戒の要が痛感せらるるなり。

労働争議の状況も亦右労働情勢を反映して八月以来漸増の傾向にあり其の手段に於ても悪質なるものを生じつつある状況なり。……大日本産業報国会並に日本海運報国会の活動は極めて低調なるものありたる模様にして、年度後半に於ける労働情勢の悪化するに至るや産報中央本部は一般の批判の前に立ち其の活動の不活発を指摘せられて、頗る苦慮するところありたる等の事例発生したるが、一般会員たる労働部層中には之等団体を物資配給団体なるかの如く思惟するもの多く、又之等の運動母体を悪罵する等非協力的態度を持する者尠からざるものありたる実情にして、之等新体制運動に依る勤労精神の持続的昂揚は至難なるものありと認めらる。……

最後に各種組合団体等の状況を見るに労働組合に於ては本年中八組合の解散ありて残存組合は三を残すのみとなりたるが、之等組合は既に労働組合的性格を喪失し殆ど有名無実なる状況にて格別注意の要なきも、元組合関係者の動静を見るに機会ある毎に連

絡を採り、自主的組織を結成せんとするの模様看取せらるるを以て元組合関係者の動向は依然留意の要あり。

右のように「社会運動の状況」は、一九四二年後半、労働者のあいだで不平不満が深刻化した一つの遠因として、「打続く戦捷に伴ひ心理的弛緩を誘致する処」があったと指摘している。不平不満の原因の一つに「心理的弛緩」を挙げていることは、いかにも戦時中の文書らしいが、しかし、すでに同年六月、ミッドウェー海戦で日本軍は大打撃をうけていた。国民に真相をかくし、偽りの「戦捷」を宣伝した大本営発表が、逆に「心理的弛緩を誘致」して、治安当局に状況を憂慮せざるを得なくさせた因果関係は、歴史の皮肉というべきである。

また、右に引用した「社会運動の状況」が、「各種統制諸法規の運用部面に於て必ずしも妥当ならざるものあり……尠からず労働者の反感を増大せしめたる模様」と指摘している点も興味をひくが、あまり具体的には分析していない。支配階級としては、秘密文書にも記録したくない面なのであろう。これにくらべ、「労働者に強き身分的拘束感を与」えた状況、また「生活苦」の直接的な原因などについては、つぎのように述べている。

昨秋（一九四一年秋）の徴用令の改正に基く徴用範囲の拡大、国民勤労報国協力令の実施並に本年一月十日より実施を見たる労務調整令に規定する職業指導所長の解雇退職認可権の設定、又は労務手帳の留置等は動もすれば強き身分的拘束感を与ふると共に、今年初頭に於ける増税法案の成立、衣料点数制の実施並に食糧管理法公布に先行せる米穀の全国的配給規制、或は各種生活必需物資の不足等は現実生活面に尠からざる影響を及ぼしたる状況にして、就中米穀の配給規制は一般労働部層に一大衝撃を与へ、食糧不足若は空腹に基く工場従業員の残業繰上要望、欠勤・怠業

の増加、副食物代用食購入難（行列買）に基く遅刻・欠勤、闇物価に基因する失費増嵩に伴ふ賃金値上泣訴等各種の憂慮すべき現象続出し、六大都市に於ては労働者、多子家庭、妊産婦等に対する飯米の増配を実施し、漸く事なきを得たる状況なり、而して企業整備令・企業許可令の施行、繊維産業整備統合の実施、資材不足に基く操短休業、竝に小売業整備に関する閣議決定（三月十日）等経済統制強化に対する一般民心の圧迫感生活の窮屈化不平不満の醞釀と相俟って労働者一般の不平不満は益々濃化しつつありたり。

第二節 自然発生的抵抗の諸形態

内務省警保局編「社会運動の状況」（昭和一七年）は、すでに引用したような理由から発生した一九四二年後半における「労働情勢の悪化」現象について、つぎのように要約している。

- (一) 遅刻早退者の増加すること。
 - (二) 欠勤者の激増すること。
 - (三) 逃走者の統出（微用工具）せること。
 - (四) 職場移動就中脱法的移動者尠からざること。
 - (五) 俗に「鮫鯨稼」と称する二重稼動傾向著しきこと。
 - (六) 職場に於ける怠業傾向全国的に顕著なるものありたること。
 - (七) 不良化傾向顕著なるものありしこと。
 - (八) 労務管理の拙劣に基く集団暴行事件の頻発を見たること。
- 第一に、遅刻早退者の増加について、「社会運動の状況」は、具體的な事実を挙げていない。おそらく、あまりに広範な現象となっ

たからであろう。时期的には一年後の資料になるが、「航空機関係工場第三回行政査察報告」（一九四三年一〇月）によると、当時もっとも労務管理の徹底していた代表的な軍需工場——三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所についてすら、「下級現場監督者ハ工員ノ反抗ヲ怖レ、厳正ナル規律ノ要求ヲ躊躇シアルノ実状」が指摘されてゐる。これは、当時の状況を端的に示す記録といえよう。

第二に、欠勤者の激増については、これを労働者の自然発生的抵抗の最大のあらわれとみることが出来る。中島飛行機太田工場で一九四〇—四二年の三年間について、毎年九月一—一日の欠勤率を調査した数字によれば、一九四〇年は一二・八%、四一年もほぼ同じ、四二年は一四・八%となっている。一九四三年一〇月の厚生省調査では、重要工場の欠勤率は、全体で一四・二%、新徴用者のそれは一七・一%であり、従業員一万人以上の工場では一四・八%が欠勤している。しかもこの率は、戦局が不利になり、国民の生活が極度に悪くなるにつれて、ますます増大した。一九四三年一〇月から一九四四年九月までの欠勤率は二〇%、空襲がはじまってからは、じつに四九%となっている。一九四四年五月には、軍需省動員本部でも、労働者の一カ月当り就業日数は、全国平均二三日にすぎないことを認めていた。敗戦前の一年間に、造船業の欠勤率は二四%から五二%に、飛行機工業では二一%から五一%に増加していた（J・B・コーヘン「戦時戦後の日本経済」）。

欠勤者の異常な増大については、「社会運動の状況」も、つぎのような事例を紹介している。

イ、兵庫県播磨造船所に於ける八月三十一日現在の欠勤状況は当日在籍工員七、二一〇名中一、五一七名の欠勤者あり、又岐阜県川崎航空機工業株式会社岐阜工場に於ける八月二十七日現在の欠勤者は、当在籍微用工員一〇、四〇五名中一、七三二名の

欠勤者あり。

ロ、工場労務者の欠勤増加傾向は全国的に一割二、三分から三割強に達する欠勤率を示し、甚だしきに至っては岡山県品川白煉瓦株式会社岡山第三工場に於ける、七月中の欠勤状況は職工九七七名中の欠勤率四割九分強に達したり。

「講座」は、太平洋戦争中期における欠勤者激増の理由について、「たとえば、鶴見の三菱硝子工場では、婦人労働者・年少労働者の約三〇%が、重労働と食糧不足のために脚気になったことが報告され（一九四四年一月）、古河製鋼労働者の約二三%に上る欠勤率は、一般的な肉体的な疲労であると報告された」と述べている。

第三に、逃走者の統出、つまり工場逃亡については、コーヘンが「戦時戦後の日本経済」のなかで、もっとも大量的なケースを書いている。すなわち、とくに徴用工は、農繁期になると「病氣」を理由に帰農するものが増加し、その多くは、警察官が必死になって職場復帰を命じても、ふたたび帰ってこなかったのである。

第四に、脱法的職場移動については、前記の工場逃亡とともに、厭戦気分が大きく作用しているわけだが、「社会運動の状況」も、具体的な事実を挙げてはいない。現在までのところ、他にも客観的な資料は見当らなかつた。ただし、敗戦の色が濃くなるとともにひろがった厭戦気分については、一九四五年七月の実態調査にもとづく安藤政吉「罹災者・壕舎・仮小屋生活者の生活断面」（『日本評論』、一九四六年一月号）などの資料が知られている。

第五に、二重稼働傾向については、「社会運動の状況」に、つぎのような「代表的言動」の例示がある。だれの「言動」かは明らかでない。

会社では厚生省の通達に依って工員の保健を考慮し殆ど残業を行って居りませんが、定時間では初給者月給五十四円、経験工約

七十二円位でそれに若干の諸手当がありますが、現在の物価高では家庭経済は維持出来ないと云って居り口々に商工省では公定価格で品物が買へる様に思っているから全く困ると不平不満は深刻に横溢して居ります。職工は食へないので残業を実施して呉れる様幾度か陳情しましたが、会社側で許して呉れないので一考を案出し人夫として他の工場に就労しどうやら生活を維持して居ります。其の方法は午後四時定時間で家に帰り自宅で夕食を済ませてから近所の町工場へ五時半頃から自由労働者として就労、翌朝午前五時半終業して七時半迄に会社に出勤するのであります。彼等は徹夜就労する為め非常に疲れて昼間作業は生気がなく怠業状態であり、中には倉庫等に入って昼寝をして居る者も相当多い様です。何とか対策を講じなければ今に由々敷き問題を惹起するのではないかと心配して居ります。

第六に、職場における怠業傾向について、「講座」は、一九四四年当時の「動員学徒」からのつぎのような報告（読者の手記）を引用している。すなわち、「東京芝浦製作所に動員され、寄宿舎に於てこまれていた学生数百名は、舎監の食糧ピンハネを理由に、二日にわたって全生産をサボタージュし、また、流れ作業を一グループずつ交替で欠勤することによって完成品のできるのをおくらせ、徹夜の強要に対しても、体力を維持するために交替で職制の見廻りを注意しながら休息をとった」と。

「社会運動の状況」も、すでに問題の一九四二年後半から、一般に「工員の相当部分が作業に生気を欠き合法的なる怠業傾向を馴致し、或は監督者の前のみを繕ひ、或は職場に於て私物品を製作し又は勤労精神に燃へて敢闘する他工員の妨害を為す等、生産増強上からさる暗影を投じたり。而して右傾向は必ずしも労働者の思想的悪化の結果なりと断定することを得ざるものにして……賃金其の

他に対する不満より概して自己責任工程乃至一定限度以上の能率を挙げざるが如き態度を以て終始したり」と述べている。

第七に、労働者の不良化傾向について、「社会運動の状況」は、つぎのように説明している。——「工場内外に於て単独若は集団を為して強盗・窃盗・暴行・詐欺・脅迫を為し或は職場に於て公然賭博を為し、又不良団を組織して各種犯罪を敢行する等……其の大部分は養成工・徴用工員等の年少者に多き実情にありたり」と。たしかに、不良化傾向そのものを労働者の抵抗と呼ぶことはできないかも知れない。しかし、明日は侵略戦争のために生命を捨てなければならぬ当時の青少年たちが、ほかにどう生きる道を見出せたであらうか。

第八に、「集団暴行事件」（正当な抵抗）について、朝鮮人労働者の闘争を描いた労働運動史もあるが、「講座」は、中国人労働者の抵抗を引用した。中国人労働者の抵抗についての資料としては、一九四六年に発表された外務省管理局「華人労働者就業事情調査報告」もある。

また、「社会運動の状況」は、一九四二年後半における日本人労働者の「集団暴行事件」のいくつかを例示している。

▽ 六月十八日門司鉄道局小倉保線区青年寮に収容中の鉄道従業員（線路工夫）三十六人は同寮舎監田中村治に対する反感より、集団暴力行為をなしたり。

▽ 八月二十五日三菱重工業名古屋金属工業所鍛冶工場組長中川留次郎が同所産報懇談会の席上能率増進に関する建設的意見を為したるが、之に反感を抱ける徴用工員百三十名は中川をして謝罪せしむると共に暴行を加へ負傷せしめたり。

▽ 東京市蒲田区西六郷三―四九―四平塚製作所に於て十一月十六日労務係と従業員との感情問題に端を發し激昂せる従業員八

名は、同工場に於て製作中の日本電気株式会社玉川製作所発註に係る海軍超短波無電筐体二十五箇をハンマーにて破壊したるが、其の状況は次の如し。（以下略）

第四章 戦争末期における労働者運動

第一節 戦争末期の労働争議

一九四三年以降の労働争議についての記録はきわめて少ない。各府県別に作成していた「労働争議未然防止調（あるいは防止月報）」および「労働争議（甲類）報告表」と各府県知事（および警察部長）の名前で内務大臣および厚生大臣あてに争議ごとに報告していた「労働争議発生に関する件」などの文書は、終戦間近までつづいていよう、そのうちの一部（文書の数で二〇）（注）を参照することができたので、それによって一九四四年の労働争議を紹介することにした。これらの文書で取り扱われている労働争議の総数は三十四件である。

（注） 参照しえた文書は次の通りである。「労働争議未然防止調

（または月報）」（以下、未防と略称）——愛知県四四年八月分、同継続分？、九月分、一〇月分、一二月分、静岡県五月

分、広島県五月分、和歌山県一〇月分、大阪府五月中、一〇月および一二月中。「労働争議（甲類）報告表」（以下、争報と略称）——新潟県四四年八月（特高秘思三第一四七号、一四八号）、埼玉県十一月（同一二二〇号）、山口県四五年一月（特劳八号）。「労働争議発生に関する件」等（以下、争発と略称）——大阪府四四年九月（特秘思三発一四二号、一五〇号、一五二号）、京都府九月（九特三秘一〇〇号）、十一月（同一一八号）、熊本県一〇月（特三思秘一四二二号）。

これらの資料とくに未然防止調は、警察が争議を防止しえたことを誇示し所轄署の成績になる点数かせぎの文書が多く、事実をゆがめていると思われる点が少なく、多くは「事態を察知」（たいていは会社側の注進と思われる）した所轄署のあっせんで「円満解決」したというきまり文句になっているが、それにもかかわらず戦争末期の労働争議が労働者の生きてゆくためのぎりぎりの抵抗であったことを示しており、また形はともあれ実質的に賃上げや待遇改善をかちとった事例が多いこと、女子労働者の積極的な立ち上がり の例が少なくないこと、朝鮮人労働者との共同闘争の事例がみられることなどが注目される。また戦争末期の争議統計において「争議行為を伴わざる争議」の数が少ないことは、これらの資料によって知られるように「未然防止」されたものが多かったことと関係があるのではないかと思われる。さらにこれらの資料は、警察署がいかに露骨に会社の利益に奉仕したかを歴然と示しており、他工場へ「逃亡」した労働者が警察力によって元の工場へ強制的に引戻されていることなどをもふくめて、戦時下の劣悪苛酷な労働条件を証明するものとしても、有力な証言となっている。以下右の資料のうち代表的な争議のいくつかについて、その概要を示すことにしよう。

▽ 富士貨物自動車株式会社富士宮支店、静岡県、賃上げ（未防、四四・五）。貨物自動車運送事業、資本金一〇〇万円、運転者三三、助手二三、計五六名、争議関係者八名——同社は同地域の業者を統合して四四年三月に設立され、三、四月分の賃金は統合前の賃金で支払ったが、五月分からは賃金統制令にもとづいて制定した額で支払ったところ月額平均二五円の減額となった。従業員幹事（職場役名）ほか七名はこれは生活に支障を来たすとして協議した結果、幹事から会社側にたいし賃金算定基準の説明を求めるとともに、賃金値上げを要求した。所轄署はこれを探知し、従業員五名と支店長を招致して懇談して結果、賃金統制令に抵触しない限度において新たに時間外勤務手当（一日二時間、一時間二二銭）を支給することに決定した。

▽ 久保田鉄工所恩加島工場、大阪府、賃上げ（未防、四四・五）。铸造および機械器具製造、従業員内地人二〇二五、朝鮮人一三六、社外工一五〇、計二三一名——社外工員のうち小島組に属する六〇（七〇名）の常備は、石灰・銑鉄・コークス等を請負制で運搬していたが、最近同種労働の賃金が上昇しているのみならず、作業用軌道の破損修理が遅れているため収入減となっているとの理由で、四四年五月、請負賃金の平均四割方の値上げを会社側に申し入れたが、会社側は一般工員に及ぼす影響を考慮して回答をのびしていたため、小島組工員は次第に他工場に就労しはじめた。所轄の大正署はこれを聞きこみ、双方の代表者を招致して懇談させた結果、(1) 破損軌道は至急修理すること、(2) 近く起重機の設備をして能率の上昇をはかること、となって妥結した。

▽ 旭兵器製造株式会社、愛知県、賃上げ（未防、四四・八）。銃器弾丸製造、海軍監督工場、資本金一〇〇〇万円、従業員男八三

一名、女八三四名、計一六六五名、紛議関係従業員男二八八名——四四年七月、見習工の基本給引上げを機会に、機械課工員五名が代表として賃金値上げ要求を製造部長に提出したが一蹴されたため、第三科第六工場の組長、班長以下七名は同科一九二名の賛成をえて、(1) 工場幹部の職員の態度是正、(2) 奨励手当の増率、の二項目の要求を提出したが、幹部の態度あいまいなため不満は濃化し、争議化しそうになった。瀬戸警察署はこれを察知してあっせんにのりだし、会社側は、(1) 幹部の自粛、(2) 奨励手当男一割女一割五分増率、(3) 事後産報懇談会による意思疎通をはかること、等を表明して解決した。

▽ 愛知精鍛株式会社、愛知県、幹部反対(同上)。航空機部分品製造、資本金七五万円、従業員男二八、女六二、計九二名、争議関係従業員女八名——繊維工場から転換した同工場では、女子工員のあいだに男子と技術上の優劣がないにもかかわらず軽視されているとの不満があり、四四年八月、プレス部の女子二名が故障した機械の修理を依頼したところ、責任者と伍長から機械操作に不熱意だと強く叱責されたため、憤激して退職を決意し、終業後寄宿舎で同僚にその決意をもらしたところから、これに同情した女子工員六名も行動を共にし、無断退社帰郷しようとしたので、これを察知した布袋警察署が調停して解決した。

▽ 大江航空工業、愛知県、幹部排斥(未防、四四・九)。航空機部品製造、海軍監督工場、資本金一〇〇万円、従業員男五九、女六〇、職員一八、計一三七名——四四年八月、横暴な労務課長から、残業中の者が「飯が欲しいので残業するのだから」との暴言を受け、同夜は欠食のまま就労し、また二名が高賃金の近接工場に無断転職しようとして発見され、殴打暴行を受けるなどのことを知った工員一同は、同課長にたいする反感から集团的に退社を申し出

た。事態を察知した御油警察署が調停し、労務課長は本社に転勤となった。

▽ 尾張時計航空機工業株式会社上飯田工場、愛知県、待遇改善(未防、四四・一〇)。航空機部分品製造、軍需会社、資本金三五〇万円、従業員男八八、女一一、計九九名——同工場へ三菱航空機製作所から派遣された新規徴工三〇名は、はじめの予定二カ月出勤を再度延長され、四四年一〇月には無期限派遣をいい渡されたため、親工場復帰を要望したのたいし、係長から「君達は徴士だから君らの思うようにはならぬ」と一蹴されたので極度に憤激し、無断帰郷を言明した。事態を察知した名古屋北警察署がのり出し調査したが、思想的背後関係等なく、派遣徴士の処遇が、寄宿舎の狭隘、不潔等設備の不完全、食糧不足、特配物資の僅少など親工場にくらべいぢるしく粗悪であることが判明、両者代表者を招致して、会社側には親工場との待遇の整一につき確約させ、工員側には時局下生産増強の緊要性を説示して解決した。

▽ 東海電極製造株式会社名古屋工場、愛知県、賃上げ(同上)。黒鉛人造電極製造、軍需会社、資本金三七〇〇万円、従業員男四一八、女四三、計四六一名——同工場は四四年四月軍需会社の指定を受けて以後生産高を上げ、一〇月には五月当時の三三%余の増産となったのに、工場側はこれにたいし賃金待遇等報賞的措施をとらないことに不満が増大し、たまたま労働者不足の打開策として日雇人夫を就労させたところ、かれらの高賃金に刺戟を受け、不満気運が濃化し、争議化しようとした。昭和署の調停があり、工場側は二割ないし三割の賃上げ実施を発表したので、平静化した。

▽ 神戸製鋼所名古屋工場、愛知県、待遇改善(未防、四四・一二)。航空機部分品製造、軍需会社、資本金一億八〇〇万円、従業員男四六二一、女一一一七、計五七三八名——同工場は輸送の不

円滑を打開するため、輸送課所属工員五七名を臨時荷役作業に応援させ、その優遇策として一人当り一日金五〇銭および特別食（昼食）一食を給与してきたが、四四年一二月食糧事情から突如特別給食の撤廃を発表したため、工員一同憤激して協議した。事態を察知した北警察署が調停。荷役作業出勤当時は一車にたいし六名配属であったのを途中から四名に減員して労働加重となったことに不満をもっていた矢先、特別給食が停止されたため不満が表面化したことが判明し、工員にたいしては軽拳盲動を戒め、会社側には善処を要望したが、会社側は当面の措置として、給食代用の甘藷若干量づつを特配することとした。

▽ 日本通運株式会社玉造支店、大阪府、待遇改善（未防、四四・一〇）。運送業、資本金一億五〇〇〇万円、従業員内地人八〇、朝鮮人七八、朝鮮人報国会二〇、捕虜アメリカ人二〇名——四四年九月から同社は運賃の五割値上げを実施したが、自動車部運転手および助手二五名は一〇月に協議の上、運賃値上げにともなう待遇改善要綱として、(1) 車輛修繕の場合は一四五円づつの修繕手当を支給されたし、(2) 一トンの運賃歩合金五五銭を五割引上げられたし、(3) 造兵廠、被服廠に行った場合および醬油を運搬した場合は一〇割の歩増をされたし、(4) 右の(1)(2)(3)を聞入れざる場合は一切の手当を廃し水上額の四割を支払われたし、との要求を提出した。所轄東成警察署はこの事実を聞知して従業員に諭示、事業主に善処を促した。会社側は第一項については改善を認め、他の三項は容認しがたいと発表し、平静化した。

▽ 佐野鉄工、新潟県、特配物資公平化要求スト（争報、四四・八）。航空機部分品精密型打鍛造品製作、陸軍航空本部王子工場下請、資本金五〇万円、従業員四四名——産報からの工場特配物資の分配がしばしば公平を欠き、不満を生じていたが、四四年七月、工

場主から成年工にのみ清酒特配することを聞き伝えた少年工中の最年長者が「明日は皆で一日休んで息抜きをやろう」と発言したのに一同（鍛工一二、研磨工一、計一三名）賛成し、翌日町内の神社に集合して打ち合わせの上、海水浴に行き同盟休業した。所轄警察署は両者を招致して諭旨し調停が成立した。

▽ 東洋製罐株式会社大阪三軒家航空機工場、大阪府、待遇改善スト（争発、四四・九）。航空機部分品および組立治具製造、川西航空機工場協力工場、資本金三二五八万円、従業員男四三七、女六五八、計一〇九五名、うち学徒三三一名——治具課（鉄工部）を増設するにあたり、その役員（職員および役付工）はすべて新たに買収した会社からの移入者を選定したため、従来からの工員中の九名の旋盤工はこれを不満として四四年七月工場長に歎願書を提出し、工場長に面会を求めて歎願趣旨を説明したが、うやむやな返答しかえられなかったため、その後九名の工員は毎日出勤はしたが結束して怠業的作業を続けた（怠業二日間継続）。その後親会社の要請によって三カ月間協力隊員が派遣され、宝塚製作所で就労することになったが、それに加えられた前記九名は、(1) 寄宿舍では水風呂にはいらせた、(2) 病人にたいする看護が不親切だ、(3) 旋盤工を仕上またはボール盤に、仕上工を旋盤に従事させた、(4) 飲料水の補給が少ない等の点をあげて作業途中で工場脱出をくわだて、同八月昼食後協議の結果即刻退場することに決し、本社への連絡のためと称して軍隊出身者の一旋盤工の引率の下に退出し、ただちに自由行動により各自宅に引揚げ、二日間罷業をおこなった。所轄大正警察署は首謀者を引致取調べの結果、思想的背後関係がないので厳重に訓戒を加え、即刻職場に復帰させた。

▽ 信達織布合資会社、大阪府、賃上げスト（争発、四四・九）。綿織布（軍用被服地・天幕地等）、帝国繊維株式会社協力工場、陸

軍海軍管理、資本金三〇万円、従業員男八、女八三、計九一名——従来の工場長を解職したあと、新たに昇格した工場長にたいし不満が増大しつつあった中で、四四年八月女子工員中の幹部級五名が協議し、賃上げが認められなければ退職することとして事務所に交渉に行こうとしたところ、女子工員約五〇名がこれを伝令的に聞き同行動をもって合流して事務所に行き、工場長にたいし、「他工場女子工員の賃金なみに約八割程度の賃金を値上せられたし、もしこの要求を容認なき時は全員退職の決意なり」と強硬な態度に出た。工場長は社長へ諒解をもとめた上、回答すると約束したため、当日は平常通り操業したが三日後工場長は全員を工場に集合させ、「賃金はこれ以上絶対に値上できぬゆえ、不服者は希望者通り解雇するをもって、三〇分以内にそのむねとどけいずべし」と発表したところ、女子工員（織布工五三名）はそれぞれ寄宿舍あるいは自宅に引上げ、工場内に残留したのはわずか一〇数名にすぎず操業不能となった。所轄市場警察署は、かねてからこの空気を察知して特高係員が注意中のところ、出勤日であるにかかわらず作業を停止しているので、理由をただした結果、事実を知ったので、直ちに操業を命じ、争議煽動の主謀者と認められる五名を招致して嚴重取調べたが、思想的背後関係はないのでよく時局を説き聞かせ、即時作業につかせ、一方事業主側に警告を發した。なお、争議終了後五名の主謀者は退職を申し出たので退職を認めた。

▽ 柳田シャツ製造所、大阪府、給食改善要求スト（争発、四四・九）。軍用被服類製造、陸軍指定工場、資本金一九万八〇〇〇円、従業員男九、女四四、計五三名——工場給食の請負人が食糧品統制によって減収となったので、寄宿工員用の配給食糧品をさいて毎日昼食用副食物として一〇人分内外をつくり、一人分二五銭ないし七〇銭で職員および通勤工員に販売し、一カ月一〇〇円内外の利益を

えて収入減を補っていた事実を寄宿工員が知り、「われわれに配給されたものを賄人が一般工員ならびに職員用の副食物として取るから食事が悪くなるばかりだ」と工場主に訴え是正するように申し入れても、「物が少ないのはどこでも同じである」といわれ、寄宿工員は食物の不足にたえられず前記の販売中の副食物を買っていたが、その負担が増加し、郷里への送金も減少の一途をたどり、その上四四年七月から賄料が三円引き上げられたので工員の不満が爆発し、一九才の女子工員ら五名は協議のうえ無届欠勤し、待遇が良いと風評のある職場に働きに行き、九日間就労していた。これを探知した旭警察は、罷業工員を諭示のうえ即時復帰させ、欠勤女工を無断使用した鈴木岩綿工場には嚴重諭示して柳田工場に陳謝させ、事業主には給食施設の速かな改善を命じた。会社側は副食物の販売を中止し、請負人から器具を買取り工場直営とした。

▽ 京都製作所、京都府、休日要求半日スト（争発、四四・九）。兵器部分品製造加工、海軍監督工場、資本金三〇万円、従業員二九名、争議参加者二二名——四四年八月、工員二四名は協議の上、地蔵盆の当日半休の要求を工員代表が所主に要求申入れしたが一蹴されたので、正午休憩後まず職長が無断帰宅し、ひきつづき（昼食に帰宅中の副職長一名、所用外出者一名、住込見習工一名のみは残留、当日欠勤者五名）工員二一名も帰宅して半日ストとなった。これを探知した所轄松原警察署は、実情を調査したが、翌日は全員出勤したので、署長は労資相方に猛省を促し、一段の生産増強を誓約させた。

▽ 池田航空機株式会社、京都府、待遇改善争議（争発、四四・一一）。木製航空機部分品製作、日本国際航空工業会社京都製作所協力工場、資本金一九万五〇〇〇円、従業員一〇二名、争議参加者一〇二名（社員をふくむ全員）——四四年一〇月、従業員は所長の態度に不満な副所長の意図を全面的に支持し、組長会議を開いた

上、全従業員を食堂に集合させ、(1) 人材の適正なる配置、情実をすて適材適所に配置を変更すること、(2) 器機工員の充実、すみやかに実行に移すこと、(3) 法人組織に改変し、現場より推選者二名以上を重役になさしむること、(4) 従業員の待遇について、(イ) 会議において決定したることおよび約束なしたことは必ず実行すること、(ロ) 家庭の実情を調査して生活状態を熟知し生活の安定を確保せしめること、(ハ) 国民生活の最低保証をなすこと、(ニ) 技能優秀者および技能のいちじるしく向上したるものの待遇方法の実行、等を協議決定した。あっせんを依頼された副所長は、全従業員の代表として所長に右協議事項を伝え善処方を促したところ、所長は重役間で内容を検討の上善処するむね回答したので、これを諒として全員就労した。この状況を探知した所轄大森警察署は要求内容等にも思想的背後関係あるにあらざるやと認めらるる節もあり、これを重大視し嚴重調査を進めたが、そうでないことが判明したので双方を招致して諭示し要求書は撤回された。

▽ 日室水俣工場経営姫戸村原石採取場、熊本県、賃上げスト(争発、四四・一〇)。原石採取、日室水俣工場下請負、三輪組請負、従業員日本人男三〇、女二三、朝鮮人一七、計七〇名——従来日給男四円、女二円五〇銭を支給していたが、最近隣接の石灰採取場が請負制をとり就労朝鮮人の日当七円でいどの収入があるのに刺戟され、首謀者ら七〇名が賃上げ要求したが請負人に拒否されたため、四四年一〇月、全従業員がストに入った。しかし翌日水俣工場から出張した係員の調停により、男五円、女二円七〇銭づつを支給することにして解決した。所轄警察署は争議現場に特高主任以下二名を出張させ首謀者二名について鋭意取調をおこない嚴重諭示するとともに、向後の動向鋭意内偵中。「管下各署長に在りては各工場事業場従業員の思想動向につきて留意せらるべし。」

第二節 抑留中国人・朝鮮人労働者の闘争

戦争中に海をこえて日本に連行され強制労働させられた朝鮮人は約一〇〇万人、中国人は約四万人と推定される——本節で主に使用した資料は、朴慶植「朝鮮人強制連行の記録」・未来社一九六五年刊、中国人強制連行事件資料編纂委員会編「草の墓標」・新日本出版社一九六四年刊、中国人殉難者名簿共同作成実行委員会「中国人強制連行事件に関する報告書」・第三編・一九六一年刊、日本炭鉱労働組合「炭労十年史」・労働旬報社一九六四年刊、などである。なお大原社研「太平洋戦争下の労働者状態」、第二編第二章参照。

「労働動員計画」(のち「国民動員計画」)によって、はじめは「募集」の形式で、ついで「官斡旋」の割当て、最後は徴用令を直接適用して、いずれも強制的に日本に連行された朝鮮人の数は、政府統計で確認されたものだけでも、一九三九年から終戦までの合計で七二万四七七八人(終戦時現在数三六万五三八二人)に上っており、このほか軍人・軍属として各地に連行されたもので明白なもの三六万四一八六人があり、また朝鮮内で動員されたものは四〇〇万人を越えていた。日本に強制連行された朝鮮人労働者のうち死亡または行方不明の数は六万四〇〇〇人、これに軍人・軍属の一五万人を加えると二〇万人をこえている。

中国人にたいしても、日本の占領地「満州国」において早くから毎年一〇〇万人以上の青年が「行政供出」や「勤労奉公」の名で強制動員され、また日本軍などの手で華北から大量の農民などが「満州国」に連行されたり軍要員として使われたりしていた。一九四二

年には中国人労働者を集団的に「内地移入」することを東条内閣は閣議決定し、これにもとづいて、組織的に「中国人狩り」がおこなわれ、大量の一般住民が「俘虜」として収容所に拉致され、貨物船で日本に強制連行されて各地の工場・事業場に引き渡された。収容所から日本に向け出発した数は、四万人をこしたが、乗船して連行された人員は一六九回、計三八、九三九人、うち死亡者六八七二人（死亡率一七・六％）、行方不明三〇人に上った。

労働条件

強制連行されてきた、朝鮮人および中国人の労働者には、いする監督・管理や、かれらの労働条件・生活状態は、まったく残虐・劣悪を極めたものであり、ひどい民族的蔑視をともなっておこなわれた。民族差別政策は職場・職種・賃金・宿舎・食事など生活のすべての部面にわたっていた。

連行された朝鮮人労働者の半数近くは、石炭鉱山に配置されたが（朝鮮人炭鉱労働者がもっとも多かった一九四五年三月には、全国炭鉱労働者総数の三三％を占めた）、その大部分は重労働の坑内夫であり（それも突貫作業の坑道開き、岩石掘進、水現場ひどいところ等）、土建関係でもいちばん力を要する基礎工事にふりあてられ、他の工場などにおいても同様であった（製鋼所でももっとも労働のはげしい操炉精整・圧延作業等）。労働時間も長く、平均日収も日本人労働者の半額でいどにすぎなかった。食物も日本人労働者よりずっと悪いものを食べさせ、そのことがまた日本人労働者の条件を引き下げる手段に使われた。宿舎は日本人・朝鮮人・中国人とそれぞれ区別され、厳重な囲いをつくり、相互のゆききは禁止された。労務管理もきびしく、「内務・厚生・拓務〔省〕」の方針は、温情一本槍ではいかぬ。強度に組織化し強度に管理せねばならぬという点で統一されてきた」といわれ、「指導者には帰還軍人または警察官にして朝鮮において鮮人取扱の経験を有する内地人をして当ら

しむること。非常時に際しては全鮮人を一カ所に保護収容すること」（石川県尾小屋鉱山の場合）。「集団的不穏行動に備えて部隊組織となし、班長（内地人職長）——半島人監督——班員の構成となす。その他病院と連絡し、仮病による欠稼防止、守衛巡回による出勤督促、警察署との協力による逃亡防止に益々意を用うること緊要なり」（福島県高玉鉱山の場合）とされていた。

連行中国人にたいしてもほぼ同様で、内務省のきめた「取締要領」（四四年四月通牒）には、「防牒ならびに逃亡防止については特段の配慮を加え」、「抗日不逞分子の計画的潜入に特に注意し」、「逃走はもちろん事業場内外における事故は些細なるものといえどもすべてこれが報告を厳行せしむること」、「宿舎については関係者以外の出入を禁じ、特に在留華人との連絡を断絶すること」、「思想動向経歴等に関しては詳細内査をとぐると共に常にその動静に注意し、身替者（いわゆる替玉）変名者その他不逞分子の発見、不逞計画の察知につとむること」、「通信発受は事業者において取りまとめ取扱わして検閲を実施すること」などを定めた。これにもとづいて各警察署から各事業所に指示をおこなったが、その中には、「親切にすればするほど増長するをもって親切心あるいは愛撫の必要なし」、「責任は各班の連帯責任となす」、「宿舎は坐して頭上二三寸あければ良しとす」、「入浴の設備は被征服者が征服者をもてなすという支那の觀念があるから設備の必要なし」、「外出は一切認めざること」、「面接は内外人を問わず一切禁止のこと」、「一時帰国、家族呼寄はいかなる理由ありとも認めず」（以上釜石署の場合）、「周囲に高さ一〇尺ないし一二尺の板囲をなし、逃亡防止のため板塀の上部に電線を張りめぐらし三五〇ボルトの電流を送電す」、「憲兵隊は警察署と共に華人警備に任ず」、「写真ならびに指紋原紙（人相特長を含む）を個人別に作製保存」（新居浜署の場合）などと書かれていた。北海道

の雨竜鉱山から逃亡し一三年間山中で穴居生活をした劉連仁氏は、回想談の中で次のようにいっている。——「一食の量といえは人參をきざみこんだノリのようなアメリカン粉の汁がドンブリ一杯しかなかった。……数日もたたないうちに眼もあけておられず、体はいうことをきかなくなりました。そうなるに監督の鞭やシャベルがますます猛威をふるうようになった。王堅明はこうしてとうとう殴り殺された」(「人民中国」、一九五八年八月号)。賃金は事実上ほとんど支払われず、「監督官庁より華労に対し現金所持をなさしむるは逃去その他とばく等の行為を防ぐ一方法として現金所持をなさしめざるようとの指示もあり、現金支給をなさざりしものなり」(室蘭石炭港運の場合)とか、「華労の賃金は各人名義の郵便貯金とすべきむね指示ありたるも、郵便局に通帳用紙なきため履行不能」(砂川炭鉱の場合)など(憶)面もなく書かれている。

戦時中の反抗 このような無恥な強圧的搾取と民族的抑圧は、個別的脱走から積極的反抗までのあらゆる種類の抵抗を生んだ。

一九三九年から四五年三月までに連行された朝鮮人のうち二二万人以上が逃亡した。北海道の一炭鉱では七四九人中、月平均二〇人が逃亡し、一九四〇—四一年の二カ年で四九八人、逃亡率六六%に上った。日立鉱山では、四〇年から四三年までに三六五〇人の朝鮮人を連行就労させたが、四三年末の現在数は一五五〇人であり、四〇%しか残らなかつた。嚴重な警備対策をおこなっていた中で遂行されたこれらの大量な脱走は、日本帝国主義にたいする朝鮮人の消極的な抵抗であり、日本の軍需生産にたいする直接的な打撃となり、その与える心理的影響は大きかつた。日本銀行調査局の作成した資料「最近の軍需産業に於ける労務構成に就て」(四四年一月)は、朝鮮人労働者の「逃亡の主なる原因は食糧不足、坑内作業

第2表 連行朝鮮人炭鉱労働者異動調 (%)

地方別	逃走	病氣送還	満期帰鮮	死亡	其他消耗	残存歩合
福岡	44.0	3.5	3.4	0.5	6.9	41.7
常磐	34.2	9.6	11.6	0.8	2.8	41.0
札幌	15.6	4.5	15.8	2.1	2.5	59.5
合計	35.6	4.3	7.3	0.9	5.5	46.5

〔備考〕 1939年10月以降1942年10月末にいたる移入総数にたいする動態。前田一「特殊労務者の労務管理」による。

た朝鮮人労働者の逃亡などの状況を示すものであり、この三年間に半数以上が失われ、連行総数の三五・六%が逃亡したことが知られる。いつたん逃亡したものを発見することは困難であつたが、つかまればそれにたいする虐待はひどく、拷問にたえず自殺したり死亡したのも少なくなかつた。

強制連行された中国人の中からも多数の脱走者がでた。収容所に拉致されてから日本に向けて乗船させられるまでのわずかの期間にも、一〇八人の逃亡者がでたが、日本に連行されてからも困難な状況の中でつづけられ、全国一三五カ所の事業所で例外なく脱走がおこなわれた。たとば西松組安野出張所でも、四四年八月一七名、九月三名、十一月一名とつづいて逃亡したが、いずれも翌日までに逮

の忌避と外部よりの誘惑にして、……逃亡労務者は従前の同輩に對し手紙にて更に誘惑する状態にて、これがため満期後の半島労務者は動揺多し」とのべ、一九四四年の炭鉱からの朝鮮人労働者の逃亡数として、四月上旬三四二、中旬六九四、下旬七六五、五月上旬六〇八、中旬九一〇、下旬一〇八〇という数字を示している。第2表は、一九三九年一〇月から四二年一〇月末までに炭鉱に連行され

捕された。「逃亡の原因は内地労働力の減少をねらい逃亡するものにして思想的色彩濃厚なり」とされ、捕えられた逃亡者には「見せしめ」の残酷な処遇がおこなわれ、死亡者も出たが脱走はけっしてなくならなかった。四五年春には日立鉱山で中国人の集団脱走があった。警察・鉱山保安係・消防・警防団がとび口などで武装し、反抗したら殺せという指示を受けて三日間山狩りをおこなった。脱走者たちは何日間も飲まず食わずで必死に山の中を逃げまわったが、多くは捕えられた。捕まることなく飢えと疲れで死んでいった者もあった。しかし生きぬいて逃亡に成功した劉連仁事件の例もあった。華北の農民であった彼は、四四年の秋、「劳工狩り」でつかまって日本に連行され、北海道の鉱山で強制労働させられていたが、四五年七月に四人の仲間とともに脱走し（四人は途中で逮捕された）、それから一九五九年二月まで一三年のあいだ一人で山中に穴居しつつ恐るべき苦しみの中かで不屈に生き通し、ついに脱走に成功して祖国に帰った。

戦時中の抵抗は脱走のみでなく、集団的蜂起までをふくむ積極的な反抗としてあらわれた。その代表的な例は花岡事件である。秋田県花岡の鹿島組出張所には連行中国人九七九人（ほかに連行途中死亡したもの七人あり）が配置され、河川改修工事、鉱滓堆積場工事、同暗渠工事に従事させられたが、虐待（殴打など）と栄養失調によって、一三七人が死亡した。いろいろな方法で待遇改善を要求したが、なんの効果もなかった。四五年六月三〇日の夜、八五〇名が計画的に蜂起し、日本人補導員四名と中国人スパイ一名を殺害し、全員収容所を脱走して標高二二五メートルの山にこもった。八路軍の兵士が大衆の組織にあたった。数回にわたって日本人の大部隊を撃退し、工具や石などで頑強に闘ったが、軍隊・警察・警防団によって包囲され、多数が殺され、一週間後に残った全員が逮捕さ

れ、多くの者が虐殺された。死亡者は四二〇人に上り、指導者一名無期懲役、一二名が三年ないし一〇年の懲役の判決を受け秋田刑務所に収容された。

戦争直後の闘争

日本の敗戦とともに、これらの朝鮮人労働者、中国人労働者たちはセキを切った激流のようないきおいで、つぎつぎに立ちあがった。官庁報告によっても、かれらの行動は、九月以降、「日を逐って熾烈化して各事業場に波及するに至った」。それはまさに「爆発」であり、「蜂起」であった。朝鮮人労働者が働かされていた主な産業部門が石炭鉱業であったこと（四年現在、在日朝鮮人労働者総数の六〇％、日本人炭鉱一般労働者数の五三％）から、それが主に炭鉱で発生したのは当然であった。

「蜂起」のおこった炭鉱の数は四〇から五〇鉱に上り、その参加者数は九万人と推定されている。そしてこのような激しい植民地労働者の立ち上がり、戦後日本の炭鉱労働運動の火蓋を切ったものであり、戦後日本労働運動史の端緒を飾るものであった。

終戦時に朝鮮人および中国人労働者の比率がもっとも高かった北海道（朝鮮人三万七七一一人、総数の四一％、中国人三〇七九人、三％。大炭鉱では日本人労働者より朝鮮人労働者の方が多い場合が少なくなく、とくに坑内夫では三倍以上を占めた山もあった）において、「蜂起」は他の地域を圧して激しく闘われたが、その代表的なものも美唄・夕張地区の一連の事件であった。

四五年八月一五日の無条件降服放送があつて一時間後には連絡がとんで三菱美唄鉱業所の中国人たちは仕事をやめてひきあげ、収容所内に集合したが、事業所も警察もこれを止めることはできなかった。その後白人捕虜の援助を受けて中国人寮の自治管理を獲得したが、アメリカ人捕虜が全部帰ってしまったのちも中国人は収容所に入れられたまま待遇も改善されなかった。九月一八日に三菱美唄の

第3表 北海道主要炭鉱の労働者数の民族別構成
(1945年7月末現在、指数)

	日本人	朝鮮人	中国人	白人捕虜
北炭	100	116	7	2
真谷地	100	148	66	—
うち坑内	100	250	70	—
赤手	100	105	23	27
うち坑内	100	342	76	55
三井別	100	87	20	18
うち坑内	100	210	6	5
三菱美唄	100	58	5	—
うち坑内	100	115	11	—

〔備考〕 「炭労10年史」による。

食や鉱業所の用意したタバコ・缶詰類も固辞して受けなかった。翌二四日にはふたたび一三四人が夕張に向かい、前日に倍する包囲を受けたが、実力で排除して入山し、鉱泉の沢の三菱大夕張直轄の中国人と合流、さらに翌朝には常磐坑の中国人と合流した。それぞれほとんど全員が下山して集結し、警察と事業所側に具体的な要求を提出して各自一〇〇円づつの小づかいと石けん・タオルの支給などを認めさせた。その直後、占領軍からの電報命令で美唄の中国人は急ぎよ帰山し、待ちかまえていた四〇〇人の警官隊（五〇名武装）と三五〇人の警防団によって全員逮捕された。一方、夕張では増員した警官隊により夕張の中国人とのあいだに、死傷者六名を出す大

中国人は鉄道工業美唄の中国人と合流して事業所に要求を提出し、一九日には三井美唄の中国人に連絡をつけた。二三日、美唄の中国人約一五〇人が夕張の中国人と合流のため夕張に向かったが、署長以下六〇人の警官隊と事業所側に阻止され、食料増配・衣料品支給・自由外出の要求を提出してひき上げ

た。かれらは規律正しく整然としており、当日警察側の用意した昼

衝突事件がおこった。アメリカ第八軍大佐は「布告」によって日本警察に中国人を逮捕し射殺することの諒解を与えるとともに、占領軍みずから数台の戦車を出動させて、中国人の闘争を弾圧した。夕張の中国人はその後角田や真谷地へ出かけて不払賃金の要求について連絡し、一〇月以降美唄・夕張をふくめて各地で一応の賃金協定（損害賠償を除く）が成立した。

朝鮮人労働者も終戦直後から各地でストライキやサボタージュ（終戦とともに就業停止となった中国人とことなり、朝鮮人はひきつづき働かされていた）などの闘争に立ち上がったが、七〇〇〇名ちかい朝鮮人を擁していた夕張炭山でも、一〇月はじめに朝鮮人労働組合が結成され、その直後に二日間にわたるストライキをおこなった。事態を重視した占領軍当局は、再三「布告」をだし、朝鮮人労組の委員長にアメリカ憲兵の権限の一部を与えるとか、朝鮮仮政府の代表を特派するなど、平静化に努力した。かれらの要求は、帰国の促進、食糧の改善と管理、日本人と朝鮮人の労働者の賃金格差（一人一円）を算出基礎とする総計三〇〇万円の支給、などであったが、他の一切の懸案の解決を条件として総額五万円の支給で妥結された。また中国人による在庫品の調査とその支給要求がおこなわれた直後に、朝鮮人もその支給を要求し、会社側にたいして共同交渉をおこなった。こうして中国人と朝鮮人の「蜂起」が相つぎ、両者の共同闘争の気配すらあらわれ、さらにかれらと日本人労働者との連帯・共同闘争が芽ばえはじめたのをみた占領軍当局は、できるだけ速くかれらを帰国させてしまう以外には収拾の方法なしとして、一月以降まず中国人から急速に帰国させる方策を推進したが、かれらの抵抗は送還の日まで続けられた。

北海道とはちがい中国人がおらず、朝鮮人五三五〇人が働かされていた常磐地方の場合には、事情はことなっていた。終戦時に四〇

〇〇人ほどの朝鮮人のいた常磐炭鉱では、朝鮮人の組織的活動は早く、九月はじめには湯本坑で在日朝鮮人会が結成され、ただちに就労拒否に入った。会社の労務係や請願巡査は日本刀やムチをふるって就労を強要し、給食を停止したりしたが、かれらの団結はくずれなかった。それどころか、さらに磐崎坑・内郷坑や古河好間炭鉱まででかけて就労を中止させた。一〇月にはアメリカ軍も来て就労を強要したが、屈しなかった。代表者が送還時期をたしかめるために上京した日が、たまたま在日朝鮮人連盟の結成大会の当日にあたり、実状を報告したので、朝連幹部一〇名がただちに現地へ派遣された。常磐の闘争はこれ以後朝連のオルグの指導をうけて進められ、交渉にも朝連中央や福島地本代表も加わっておこなわれるようになった。ビラやチラシや街頭演説などを通じて、「敵は天皇制だ。日本人も朝鮮人の闘争を理解し、支援してほしい」との訴えがおこなわれ、内容の点で占領軍から中止を命ぜられたこともあった。かれらは、即時帰国、食糧増配、脱走者の召還、負傷者に一万円、死亡者に五万円、全員に退職金一萬円の支給などを要求して会社側と交渉したが、政府所管事項だからとの理由でそのほとんどが拒否された。一〇月下旬の早朝、湯本の朝鮮人約五〇名は配給所へおしかけて在庫品を調査し、帳簿をひきあげて帰った上、ないといわれていた衣料や食糧が多量に残っていることがわかったので、それら物資の即時配給の「命令書」を鉱長につきつけた。朝連のオルグは湯本の朝鮮人全員八〇〇人余を集めて軽拳妄動を戒めた。結局「命令書」を「願書」の形になおし、半分を配給させ、残り半分は日本人労働者に即日配給することを約束させた。好間でも、差押えた購買会物資の半分を日本人労働者に渡している。

以上にみたような朝鮮人および中国人の労働者の団結力と連帯性が日本の労働者の立ち上がりにな大きな刺激となり、援助となったこ

とは明らかであり、日本の労働組合の結成にたいしてかれらから直接の支援が与えられた事例もみられたし、日本人の労働者で、まず朝鮮人の解放運動に挺身し、それを通じて組織活動がはじめられた地域もあった。

(本節に関する資料の目録として、朴慶植「朝鮮人強制連行の記録」、前出、および宇佐美誠次郎「戦時労働力としての中国人捕虜の資料」、大原社研資料室報第八九号がある。)